



本市の環境の特徴と課題

第2章では、本市の環境の状況やこれまでの取組を整理し、環境の特徴と課題を掲載しています。

1. 自然環境分野

(1) 自然環境の保全

本市は、面積の約6割が森林であり、多摩地域の中でも豊かな自然がたくさん残っています。この森を育てていくため、「郷土の恵みの森構想」に基づき、専門知識を持つメンバーからなる森林レンジャーあきる野の活動をはじめ、生物調査や自然環境教育等を行っています。

また、あきる野市自然環境調査部会による生きもの調査、あきる野市生きもの会議の開催等、様々な取組を通じて自然環境を保全してきました。

その一方で、第二次計画(改訂版)の評価や生物多様性検討部会の議論において、関係者の高齢化・担い手不足、森林では土地所有者が明確になっていないことから、調査や整備等に着手できない場所があるなど、様々な要因により適正な維持管理が十分に行われていない状況が分かりました。

さらに、世界共通の目標として、令和12(2030)年までに、陸と海の30%以上を健全な自然として守る「30by30(サーティ・バイ・サーティ)」が掲げられ、日本でも実現を目指しています。

このような状況を踏まえ、森林レンジャーあきる野をはじめ、多様な主体の協働による継続的な自然を守り再生していく仕組みづくりが必要です。

市街地においては、街路樹や公園等の公共施設が一体になったみどりのネットワーク*を創出する必要があります。また、条例等を活用した緑地保全や遊休農地*等の農地の賃借や利活用の促進、さらに、自然環境の状況や活動に関わる情報を、市民に分かりやすく発信し続けることも必要です。

(2) 生物多様性の保全と創出

本市には、森林や農地、河川などの様々な自然があり、たくさんの種類の生きものが暮らしています。森林レンジャーあきる野や、あきる野市自然環境調査部会の調査によると、トウキョウサンショウウオやオオタカ、ヤマトセンブリ等の全国的に少なくなった希少な生きものも、本市では多く確認されています。

しかし、こうした希少な生きものは、里地・里山*、河川等の環境の悪化に対処しなければ、本市においても生息・生育できなくなってしまうかもしれません。

このような状況を防ぐためには、実態を把握するための生物調査の強化や希少な生きものを保全する活動、希少な生きものが生息する場の開発情報を早期に共有して、保全するための仕組みを運用することが必要です。



森林レンジャーあきる野の活動の様子



トウキョウサンショウウオ

(3) 有害鳥獣対策*及び外来生物*対策

本市では、里山等でのクマの目撃、シカの食害*、イノシシやサルなどの農作物に被害を与える生きもの(有害鳥獣*)や、アライグマなどの国外から入ってきた生きもの(外来生物)が確認されています。そして、被害の防止対策として、追い払いや、箱わなを使った捕獲などを進めています。

しかし、これらの動物は森の中に生息し、その行動範囲は市の境を越えて広がっているため、本市だけで対策するのは難しいのが現状です。さらに、被害状況の詳細な把握が進んでおらず、効率的かつ、効果的な対策を立てにくい原因となっています。また、クビアカツヤカミキリによるサクラなどの樹木の枯死等、外来生物による被害は、「生物多様性あきる野戦略」及び第二次計画(改訂版)の策定以降も、市街地を含めてさらに広がっています。

そのため、現在の対策(箱わな等)の更なる推進や、東京都への協力要請を行い、近隣自治体と連携を強化していくとともに、市民の皆さんの協力が必要になります。



アライグマの捕獲の様子

(4) 生物多様性の活用

地域から産出される農林水産物、農畜産物をその地域で消費する地産地消*は、身近な生物多様性の恵みを感じられるだけでなく、生物多様性の普及啓発や輸送に係るエネルギーの削減への貢献など、様々な効果が期待されます。また、市では小宮ふるさと自然体験学校等の自然体験施設の充実をはじめ、自然と触れ合えるスポットや散策路の整備をしています。

今後は観光客の増加にあっても、自然環境が保全されるよう、利用者の環境意識の向上を図っていきます。

また、地産地消の継続的な推進や、生物多様性が持つ多面的な機能を実感できる場の提供、それを伝える人材の育成等が必要です。



整備を行った散策路



コラム

あきる野市生物多様性保全条例

本市に生息・生育する多くの種類の生きものが、絶滅せずずっと生きられるように、平成29(2017)年に制定した条例です。この条例では、市内に生息・生育する希少な生きものと、希少な生きものが暮らしていける環境を保護し、市や市民、事業者、観光客などの誰もが協力して取り組める仕組みを作ることを目的としています。

自然環境における地域区分

本市は、山、森、里山、川などの多様な自然環境が存在しており、地域によって特徴が異なります。

「生物多様性あきる野戦略」(平成26(2014)年9月)において、地形・地質、河川の流れ、森の類型を踏まえた上で、生物多様性の観点から、8つの地域に分けられています。

地形・地質、河川の流れ、森の類型の状態は、平成26(2014)年当時と大きく変わらないことから、本計画においても、これらの8つの地域を自然環境分野に関する取組を進めていくための地域区分として設定します。

秋川上流部

大半が森であることから、「郷土の恵みの森構想」に基づいた森の類型による区分により、清流の森を中心とした地域(上養沢地域)、経済の森を中心とした地域(盆堀地域、深沢地域)、健康の森・観光の森などの活用を中心とした地域(戸倉・小宮地域)の4つに区分されています。

秋川中流部 秋川下流部 平井川

生物多様性が地形・地質から形づくられているという観点から、地形・地質による区分を用いて、市中央部の五日市盆地の地域(五日市・増戸地域)、市南東部の秋川丘陵の地域(秋川丘陵地域)、市東側中央部の秋留台地の地域(秋留台地地域)、市北東部の草花丘陵の地域(草花丘陵地域)の4つに区分されています。

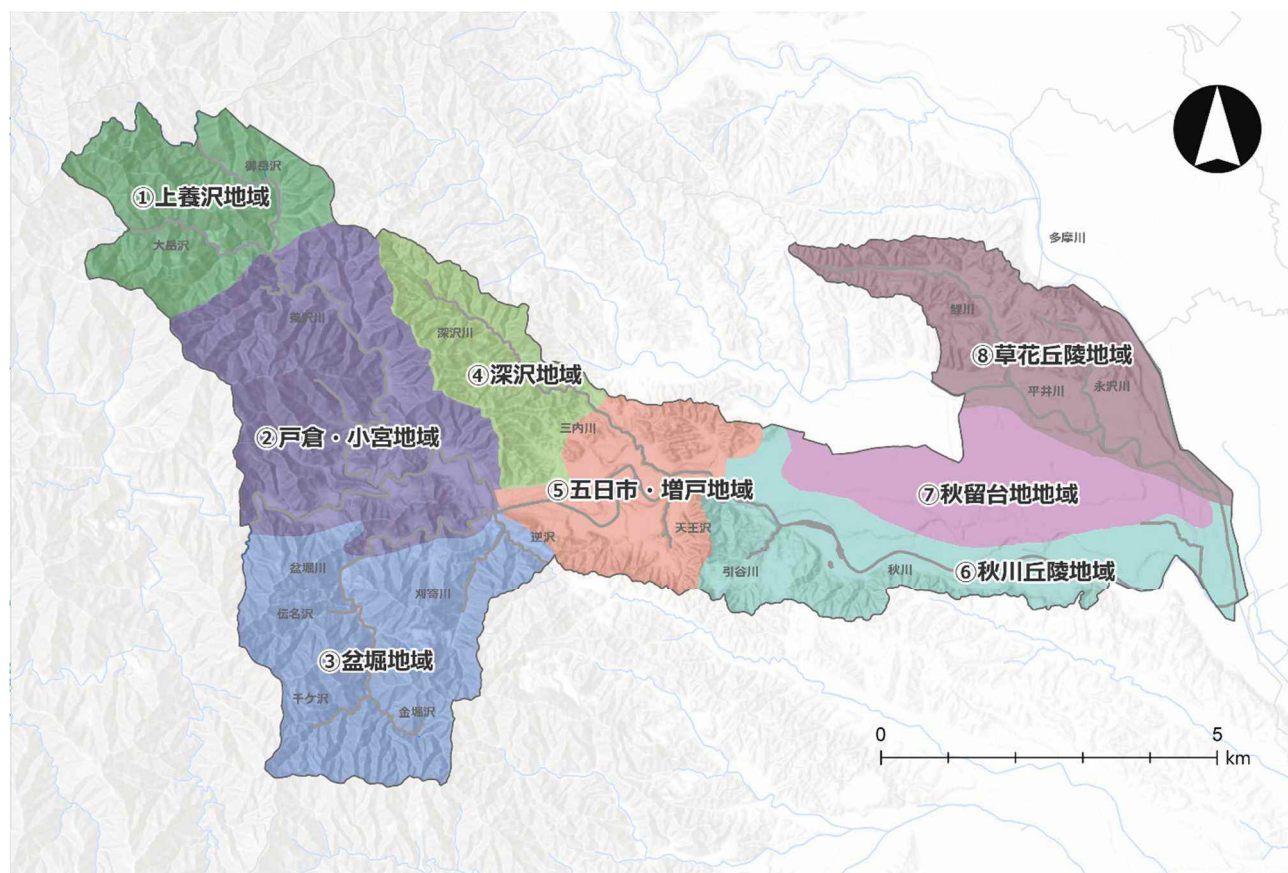


図 5 自然環境分野に関する取組を進めていくための地域区分

各地域の特性

1 上養沢地域

地域のほぼすべてを森林が占め、多様な生きものや鍾乳洞、巨木、湧き水等の自然資源が豊富な地域です。

【代表的な生きもの】

- ・ツキノワグマ
- ・ヤマネ
- ・オオルリ
- ・ニホンカモシカ

3 盆堀地域

地域の多くを経済林が占め、溪流・滝が多く、水環境を好む多くの生きものが生息する地域です。また、「新宿の森・あきる野」や「みなと区民の森」もあり、地方公共団体の連携が図られています。

【代表的な生きもの】

- ・カワネズミ
- ・ヒガシヒダサンショウウオ
- ・ヤマドリ
- ・ナガレタゴガエル

5 五日市・増戸地域

秋川流域の里山の典型的な植生、横入り山保全地域があり、秋川沿いの観光業が盛んな地域です。市街地周辺にはトウキョウサンショウウオなどの希少な生きものが生息しています。

【代表的な生きもの】

- ・ミゾゴイ
- ・オオムラサキ
- ・モリアオガエル
- ・ヤマトセンブリ

7 秋留台地地域

秋留台地や秋留台公園、農地では人と共生できる野生生物が生息しており、市街地では商工業も盛んな地域です。

【代表的な生きもの】

- ・キツネ
- ・チョウゲンボウ
- ・アオダイショウ
- ・ヒバリ

2 戸倉・小宮地域

多様な生きものや鍾乳洞、巨木、湧き水等の自然資源が豊富であり、小宮ふるさと自然体験学校では環境教育が進められている地域です。

【代表的な生きもの】

- ・モモンガ
- ・オシドリ
- ・クマタカ
- ・カジカ

4 深沢地域

金比羅山へ連なる地形と深沢川により形成された渓谷を有し、森林性の生きものや水環境を好む生きものが生息します。スギ・ヒノキの林業生産地であるとともに、あじさい山や深沢家屋敷跡などの観光資源も有する地域です。

【代表的な生きもの】

- ・アカハライモリ
- ・シロマダラ
- ・サンコウチョウ
- ・ノスリ

6 秋川丘陵地域

急崖や湧き水に富み、森林や雑木林が広がる自然環境の中に、カタクリなど氷河期の植物や多様な生きものが生息する地域です。秋川を活用した観光産業も盛んです。

【代表的な生きもの】

- ・イタチ
- ・トウキョウダルマガエル
- ・ヒガシシマドジョウ
- ・カワラバツタ

8 草花丘陵地域

河川敷や雑木林、休耕地*などの自然資源が豊富であり、トウキョウサンショウウオをはじめとした多くの生きものが生息している地域です。

【代表的な生きもの】

- ・オオタカ
- ・カヤネズミ
- ・ツチガエル
- ・ホトケドジョウ

2. 生活環境・資源循環分野

(1) 公害対策

第二次計画(改訂版)の評価において、本市では、大気、水質、騒音・振動などの環境基準*や要請限度*に対して、概ね基準値を満たしており、良好な環境状態を維持しています。なお、平井川については支流で環境基準を超過することがあります。令和2(2020)年度 of 生活排水処理率*は96.0%と高い水準ですが、東京都平均(99.6%)を下回っており、生活排水による河川への汚濁負荷量*を低減していく必要があります。

(2) 資源循環型社会*の構築

これまで、令和元(2019)年度に652gであった一人一日当たりのごみ排出量(資源除く)を、令和14(2032)年度に574gとすることを目標に3R等の取組を推進し、令和6(2024)年度は613g(資源除く)でした。なお、令和4(2022)年度の「一般廃棄物処理基本計画」の改定に伴い、令和14(2032)年度の目標として、一人一日当たりのごみ排出量(資源除く)を554gに見直しました。また、令和元(2019)年度に33.1%であった資源化率*を、令和14(2032)年度に約35%とすることを目標としてきましたが、令和2(2020)年度以降は低下傾向にあり、令和6(2024)年度の資源化率は27.0%でした。

世界各国においても食品ロス対策が進められており、本市においても食品廃棄物の削減への取組や、簡易包装の商品の選択等によるごみの減量、分別の徹底によるごみの資源化の促進が必要です。

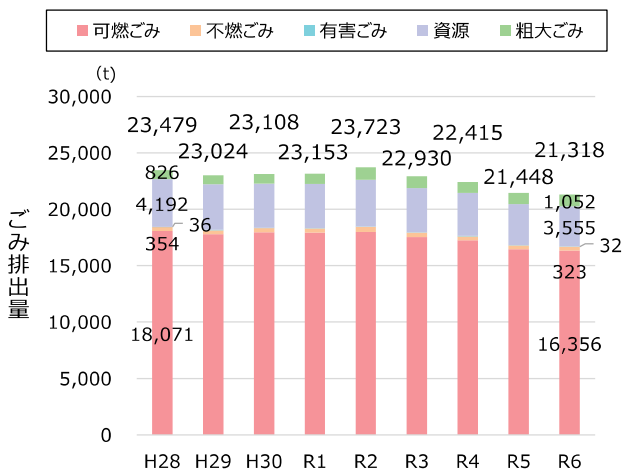


図 6 ごみ排出量の推移

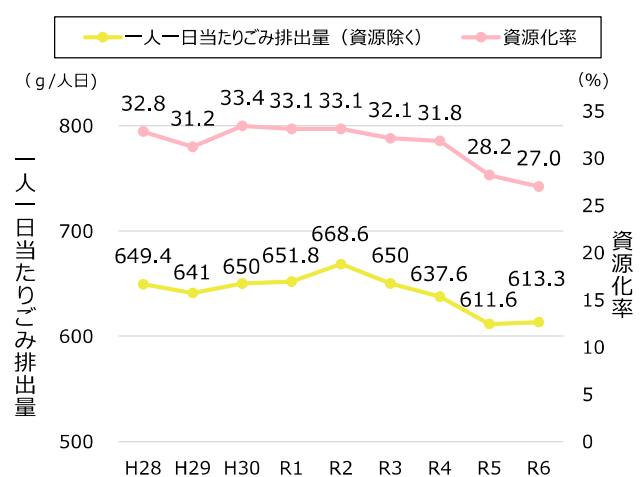


図 7 一人一日当たりごみ排出量と資源化率の推移

出典:公益財団法人東京市町村自治調査会 多摩地域ごみ実態調査

(3) 清潔で快適なまちづくり

市民アンケートにおいて、空き地・空き家の適正管理及びごみのポイ捨てや落書きがない等のまちの清潔さについて、不満足と回答した市民がいずれも6割を超えています。現在行っている一斉清掃の継続や、アウトドア等におけるマナー向上が必要です。また、空き地や空き家は、有害鳥獣や外来生物の生息場所になるほか、防犯上においてもその適切な管理が必要です。

3. 気候変動対策分野

(1) 緩和策と適応策とは

気候変動対策には、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出量を減らす「緩和」と、既に生じている、あるいは、将来予測される気候変動の影響による被害を回避・軽減させる「適応」の2つがあります。緩和策と適応策は、気候変動のリスクを低減し管理するための相互補完的な施策であり、両輪で進めていくことが求められています。



図 8 緩和と適応
出典：東京都気候変動適応センターホームページ

(2) 温室効果ガス排出削減対策及び再生可能エネルギーの導入状況

市では、温室効果ガス排出量の約9割を占める二酸化炭素について、令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比48.6%削減することを目標として、取組を推進してきました。

第二次計画(改訂版)の評価において、令和4(2022)年度における二酸化炭素排出量は、約27万9千t-CO₂で、平成25(2013)年度比約15%の削減となりました。二酸化炭素の排出内訳は、運輸部門が約35%と最も多く、次いで民生家庭部門が約30%、民生業務部門が約23%となっており、特に移動や家庭における取組の加速化が必要です。

本市の再生可能エネルギー(以下「再エネ」という。)発電設備の導入量は増加傾向ですが、把握できている再エネ種(発電)のポテンシャルに対して 4.1%の導入状況であり、導入の余地が大きくなります。

また、令和2(2020)年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」に基づいて、世界規模で再エネや水素等の次世代エネルギーの導入、温室効果ガス排出削減対策を推進しており、東京都をはじめ我が国においても取組の定着と加速化が求められています。

東京都は住宅への太陽光発電設備の導入をはじめ、蓄電池や省エネルギー(以下「省エネ」という。)設備の導入、住宅の断熱化等に対して補助を行うなど、省エネ化と再エネ導入について、両面から支援の充実を図っています。このような補助制度の活用も視野に取組を促進していくことが必要です。

また、事業者に対しても、世界的な環境保全意識の高まりについて啓発するとともに、具体的な取組方法や国や都の補助制度に関する情報の提供を通じた取組の支援が必要です。

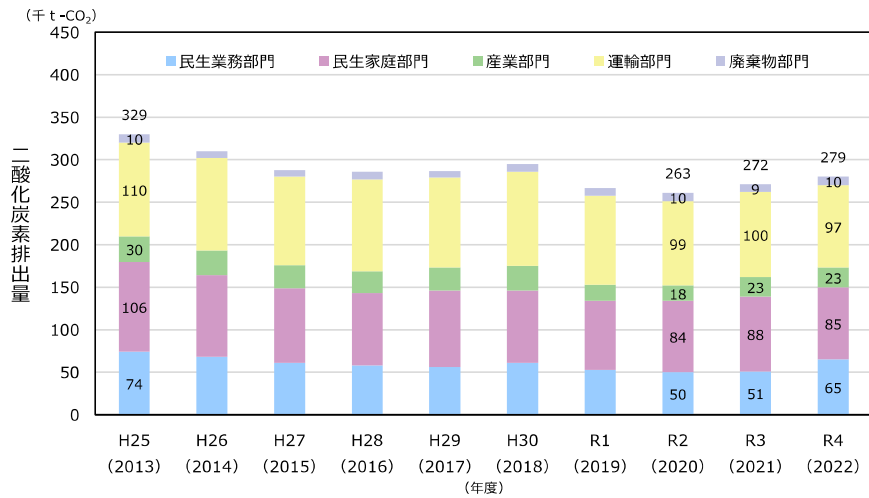


図 9 二酸化炭素排出量の推移

出典: オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」 「多摩地域の温室効果ガス排出量(1990年度～2022年度)」から作成

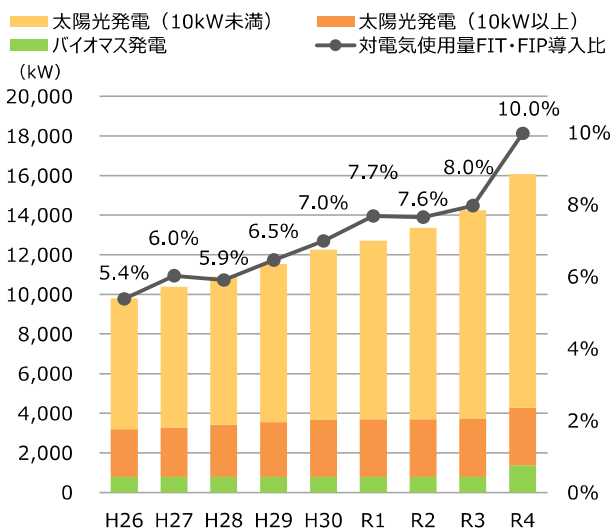
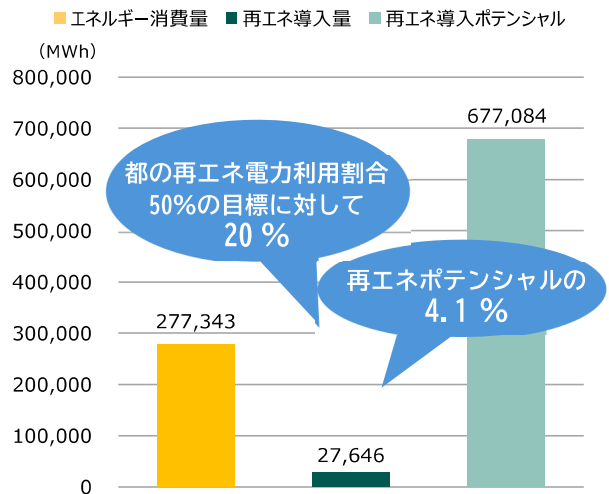


図 10 再生可能エネルギー導入量の推移
出典: 環境省 自治体排出量カルテ



※令和5年度における、太陽光発電・バイオマス発電の導入量
図 11 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル(電気)
出典: 環境省 自治体排出量カルテ

(3) 気候変動による影響

世界各国の気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供する IPCC(気候変動に関する政府間パネル)は、気候変動は既に大雨や干ばつ等の多くの極端な現象を引き起こし、これによって自然生態系や農業、漁業、感染症、健康面等広い分野へ悪影響と損害をもたらしたとしています。

本市においても平均気温が上昇傾向にあり、真夏日や猛暑日が増加、冬日が減少してきています。また、市民ワークショップでは、日頃感じている変化として「紅葉時期の変化や農作物への影響(品質、収穫期の変化)」「これまでに観察されなかった植物や虫の発見」などが挙げられました。

これまで、市では、自然災害対策及び健康被害対策を施策として掲げ、避難所等の周知徹底、熱中症予防の推進等を図ってきました。今後は、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して適応できる地域を目指して、7つの分野(農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活)において取組を推進していく必要があります。

現在、既に現れている気候変動の影響と、さらに将来予測される影響について、国や都の報告書、各課の意見を基に、7つの分野ごとに整理しました。

1. 農林水産業

<これまでの状況>

高温による野菜等の収穫期の早まりや、高温・乾燥による、生育初期の発育不良の増加が見られています。

<将来の予測>

農業では多雨や渇水により、農地のたんすい被害等のリスク増加、林業では樹木の生長



アユ

低下、水産業ではアユの遡上時期の早まりや遡上数の減少が予測されています。

2. 水環境・水資源

<これまでの状況>

東京都の主要な水源である利根川水系では、平成以降においても渇水が発生しています。利根川と多摩川では相互融通が行われており、利根川での渇水発生時は、本市の水源である多摩川水系の水が、利根川へ補給されます。

<将来の予測>

少雨の発生の頻度が大きくなるとともに、季別の降水パターンの変化などにより、水資源の利用可能量の減少が予測されています。

3. 自然生態系

<これまでの状況>

気温上昇と降水の時間・空間的分布の変化により、スギ林の衰退や外来生物(動植物)の増加(北上)が報告されています。

<将来の予測>

生きものの生息域の変化が予測されています。河川では、大規模な洪水の頻度増加による水質や河床環境の変化、それに伴う魚類等への影響が懸念されています。

4. 自然災害

<これまでの状況>

令和元(2019)年10月に発生した台風19号により、本市において河川の氾濫や浸水被害が多く発生しました。

<将来の予測>

突発的で局所的な大雨の増加に伴い、土砂災害の増加や浸水被害の拡大が予測されています。

台風による
自然災害の様子

5. 健康

<これまでの状況>

熱中症について、熱中症搬送者数は増加傾向にあります。

<将来の予測>

気温の上昇による、屋外労働が可能な時間の短縮や、安全ではない日数の増加、蚊などが媒介する感染症等のリスクの増加が予測されています。

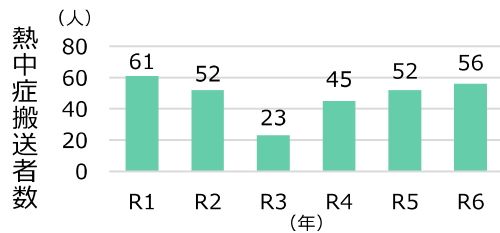


図 12 本市の熱中症搬送者数の推移
出典：東京消防庁 区市町村別 熱中症搬送人員

6. 産業・経済活動

<将来の予測>

森林の樹種構成の変化、ニホンジカ等の山地部における生息域拡大等の変化が予測されており、登山等のアウトドアレジャーにも影響を及ぼす可能性があります。



ニホンジカによる食害の様子

7. 国民生活・都市生活

<これまでの状況>

サクラやイチヨウ、セミ、野鳥等生きものの季節的な反応の変化が報告されています。

<将来の予測>

気温の上昇により開花から満開の日数が短くなり、花見ができる日数が減少するなど、観光資源への影響が予測されています。また、暑熱による影響は、睡眠の質の低下やだるさ、疲労感などの健康にも影響することが懸念されます。

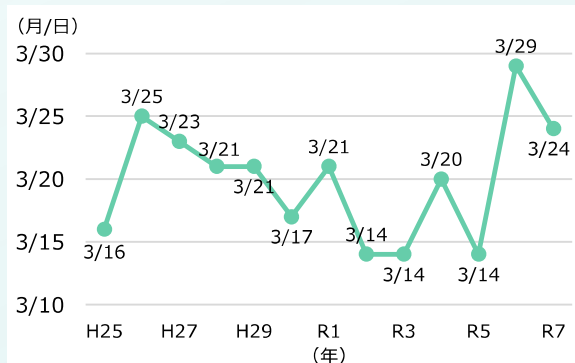


図 13 さくらの開花時期の推移
出典：気象庁 さくらの開花日



気候変動による市内の農業への影響

市内農家が感じている気候変動による農作業環境への影響として、「酷暑で早朝の短時間しか作業ができない」「長雨で農作業ができない一方で、乾燥期の水まきが大変だった」などが挙げられました。

また、農作物への影響として、「高温障害で発芽した芽が枯れてしまう」「ハクサイが巻かない」「台風や突風による被害の発生」「急な寒波による霜焼け」「アブラムシやカメムシ等の害虫被害が長期にわたること」などが挙げられました。



農作物への影響の様子

4. 人の活動分野

(1) 人材の育成

市では、恵まれた自然とじっくり向き合う機会の提供を目的に、「小宮ふるさと自然体験学校」における市内外の学校や団体等の自然体験事業の実施のほか、小さな子ども達を対象に、「小さな子どものおさんぽ会」の開催等を継続してきました。

一方で、市内の小中学生を対象とした子どもアンケートでは、環境について学ぶ機会として、約7割の子ども達が学校の授業やテレビを選択しており、体験学習を含むイベント等の機会は十分に活用されていないことが伺えます。また、日頃から家族や友達と環境問題について話している子どもの割合は約3割と高くはありませんでした。学校等で学んだ内容を家庭に持ち帰り、家族と共有することで、日々の暮らしの中で環境にやさしい行動や選択を行うような環境教育や食育*の推進が必要です。

また、次世代を担う子ども達が自然豊かな環境に愛着と誇りを持つシビックプライド*を形成し、担い手となることを目指します。

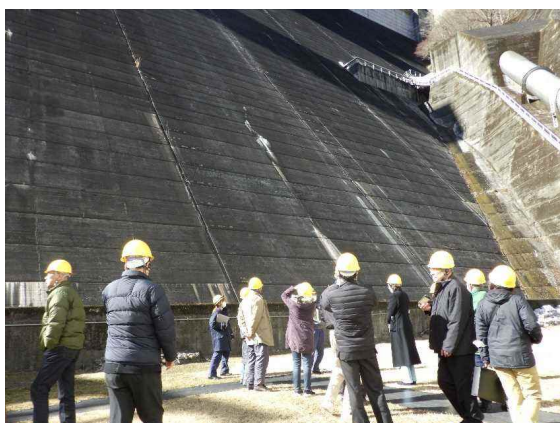


小さな子どものおさんぽ会の様子

(2) 協働体制の構築

市民・事業者・市が協働で組織する「あきる野市環境委員会」(以下「環境委員会」という。)において、環境基本計画の施策の進捗状況の点検評価を行うとともに、あきる野環境フェスティバルでの展示による市民への周知啓発活動や環境について「知る」活動を実施してきました。

本市では、市民が中心となって環境保全活動を行う団体が多くありますが、市民アンケートでは、環境保全活動が活発に行われていないと感じている市民が7割以上を占めています。そのため、市内の活動団体に関する情報を分かりやすく整理し、広く市民に発信していくことが必要です。また、環境保全活動を行う市民団体の高齢化が進んでいることから、活動母体や経験等を次世代へ継承することも必要です。



環境委員会による「知る」活動の様子



環境保全団体の活動の様子